

## 【社会福祉法人が行う入札】

**Q** 社会福祉法人モデル経理規程では、定められた金額を超過する契約は原則として入札を行わなければならないとされていますが、この場合の入札の手順や、入札を行わず随意契約で可能とされる特例について説明して下さい。

**A**

社会福祉法人モデル経理規程第56条から第58条で定められているとおり、売買、賃貸借、請負その他の契約をする場合は、一般競争に付さねばならず、合理的な理由等がある場合は指名競争又は随意契約によることができるとされています。

また、入札は原則として一般競争入札によって行われることとされていますが、下記の契約金額以下であれば指名競争入札でも可能とされています。

物品等の調達契約	2,700万円
特定役務のうち建設工事の調達契約	20億2,000万円
特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約	2億円
特定役務のうち上記以外の調達契約	2,700万円

「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する総務大臣の定める区分及び総務大臣の定める額を定める件」（平成26年1月24日総務省告示第11号）に定める額

ただし、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に締結される調達契約について適用する。

一般的な指名競争入札の手順を示すと、下記ようになります。

#### 1 入札参加条件の公表(公募)及び指名業者の決定

入札参加条件について、定款で定める方法に従って公表しなければなりません。

公表の時期は、公表後の手続きに要する期間を考慮して定めることとなりますが、入札を実施する1ヶ月前までに「工事発注表」などにより公表します。また、公表は社会福祉法人定款準則の「公告の方法」に則り、法人の掲示場に掲示を行うとともに、法人が選定した業者に個別に通知します。

法人は入札参加を希望したすべての業者について法人内部の選定により、指名

業者を決定します。

また、公表を経ずに直接業者を指名する場合は、業者の経営状況、契約履行能力を十分に審査したうえ、理事会においてその選定理由を明らかにした上で決定しなければなりません。

指名業者は、競争性を高めるため5社以上選定することが必要ですが、指名業者数については所管庁の指導に従って下さい。

## 2 予定価格の定め方

予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めることとされています。

ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約で、燃料の契約など品質、価格が安定していて、契約を反復して締結する必要がないものなどは、単価についてその予定価格を定め、見込み数量を勘案した総額をもって決定することができます。

また、契約の目的となる物件又は役務について、前年度の実績や当該年度の予算を参考に取引の実例価格、需要の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定める必要があります。

なお、施設整備などの契約の場合は、設計事務所に意見を徴するなどにより予定価格を定めることとなっています。(※)

## 3 入札の公平性の確保

理事、評議員もしくは法人設立前の各設立者（以下「法人役員」という。）、又はその配偶者、親もしくは子が(※)指名予定業者の役員に就いている場合は、①当該業者を指名競争入札の参加業者に指名する議決、②予定価格の決定の場のいずれにも当該法人役員は加わる事は認められません。

## 4 入札の実施

入札は原則として理事長が実施し、法人の監事、複数の理事及び評議員（特別な関係があるものを除く。）が立ち会うこととします。また、地元区市町村職員に立ち会いを依頼するのが望ましいと思われます。(※)

(1) 入札開始時間として定められた時間に入札を開始します。この時間に到着していない者は、入札に参加する意思がないとみなします。

(2) 代表者の代理出席の場合は委任状を徴収します。

(3) 入札に当たっての説明を行い、入札書を順次提出させます。

(4) 各指名業者から示された入札金額と照合し、金額の低い順から読み上げます。

なお、入札書の入札金額は税抜きとします。

(5) 予定価格の範囲内で（最低制限価格を設定した場合には、その価格以上で）入札した者のうち、最低価格入札者を落札して決定します。

(6) 予定価格の制限の範囲内で（かつ、最低制限価格を設定した場合は、その価格以上で）入札した者がいない場合は、再入札を実施します。

なお、最低制限価格を設定した場合、初めの入札でその価格に満たない者は除外します。

再入札でも落札者がいない場合は、設計書等について違算又は誤算の有無などを検証し、再々入札を行います。

(7) 再々入札によってもなお落札者がいない場合には、入札者の中の最低価格入札者に契約の意思を確認し、その意思がある場合には、見積書を提出させ価格交渉を行い、その結果予定価格を下回る場合に随意契約ができます。

(8) 上記手順の結果において不調となった場合には、入札参加条件の設定に遡って、以下同様の手順で入札を行います。

## 5 契約締結及び契約書

落札者が決定した場合には、速やかに契約の締結をします。また、モデル経理規程に定めるとおり、契約金額が100万円を超過するため契約書を作成する必要があります。（※）

## 6 随意契約が可能なケースについて

下記のような場合は、モデル経理規程で定める随意契約可能金額を超過している場合でも随意契約が可能です。ただし、その場合は法人内部の意志決定を必ず行って下さい。（決定権者による決裁又は理事会の承認等）

「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平成12年2月17日 厚生労働省社援第7号）に定める随意契約が可能な場合。

ア 売買、賃貸借、請負その他の契約でその予定価格が別表に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める額を越えない場合

（別表）

契約の種類	金額
1 工事又は製造の請負	250万円
2 食料品・物品等の買入れ	160万円
3 前各号に掲げるもの以外	100万円

イ 契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合

① 不動産の買入れ又は借入れの契約を締結する場合

② 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結

しなければ契約の目的を達成することができない場合

- ③ 既設の設備の密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生じる恐れがある設備、機器等の増設、改修等の工事を行う場合
- ④ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができない場合
- ⑤ 契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は物質である場合
- ⑥ 日常的に消費する食料品や生活必需品の購入について、社会通念上妥当と認められる場合

ウ 緊急の必要により競争に付することができない場合

- ① 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事を行う場合
- ② 災害発生時の応急工事及び物品購入等を行う場合
- ③ メチシリン耐性黄色ブドウ球菌（MRSA）等の感染を防止する消毒設備の購入など、緊急に対応しなければ入所者処遇に悪影響を及ぼす場合

エ 競争入札に付することが不利と認められる場合

- ① 現に契約履行中の工事に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利である場合
- ② 買入れを必要とする物品が多量であって、分割して買入れなければ売惜しみその他の理由により価格を騰貴させる恐れがある場合
- ③ 緊急に契約をしなければ、契約する機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならない恐れがある場合
- ④ ただし、予定価格が500万円以上の施設整備及び設備整備を行う場合は、前記②及び③の適用は受けない。

オ 時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みのある場合

- ① 物品の購入に当たり、特定の業者がその物品を多量に所有し、しかも他の業者が所有している当該同一物品の価格に比して有利な価格でこれを購入可能な場合
- ② 価格及びその他の要件を考慮した契約で他の契約よりも有利となる場合
- ③ ただし、予定価格が500万円以上の設備整備を行う場合は、前記①及び②の適用は受けない。

なお、一般競争入札を行う場合及びその他入札に関することについて不明な点があれば所管庁に相談し、その指導に従って下さい。

また、(※)印の事項については、所管庁である各自治体によって取扱いが異なりますので所管庁に確認し、その指導に従って下さい。

《平成21年12月掲載》